

省エネルギー小委員会の開催について

政府は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）第12条に基づいて、エネルギー基本計画を定め、その円滑な実施に必要な措置を講ずることが求められている。

本年4月11日、第4次「エネルギー基本計画」が閣議決定された。今後、政府は、省エネ、再エネ、原子力など各分野において、同計画において示された方針に基づき、必要な措置を検討し、講じていく。

このため、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会を開催し、エネルギー基本計画において示された省エネルギー分野に関する方針を具体化すべく、必要な措置のあり方について検討する。

まずは、6月24日（火）に第2回（注）を開催し、省エネルギーに関する情勢及び各部門における省エネルギーの取組の状況、検討すべき具体的課題等について議論を行う。

（注）本小委員会は、平成25年11月5日に第1回を開催している。

<検討項目例>

- 我が国を取り巻く省エネルギーの情勢
 - エネルギー基本計画に示された検討事項
 - 各部門における省エネルギーの取組の状況及び今後の対策
 - 省エネルギーの技術開発の現状と課題
 - デマンドリスポンスなど需要抑制手法の検討
 - 省エネ法の執行状況・規制のあり方
 - 海外の省エネルギー施策の動向
 - 個々の対策における指標の策定
- 等